

医企第 1136 号
令和 6 年 4 月 22 日

各関係団体会長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の特例的な財政支援の終了等に伴う関係
事務連絡の廃止について (周知)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力をいただき
お礼申し上げます。

標記のことについて、令和 6 年 3 月 25 日付けで、厚生労働省新型コロナウイルス
感染症対策本部他から事務連絡がありました。

つきましては、貴会会員に周知くださいますようお願いいたします。

なお、本事務連絡をもって、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての
電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令
和 2 年 4 月 10 日付け事務連絡)で周知していましたが「新型コロナウイルス禍の時限
的・特例的な取扱い」は、令和 6 年 3 月末で終了となりましたので、申し添え
ます。

問合せ先

法人指導グループ 本村

電 話 (045)210-1111 内線 4870

事務連絡
令和6年3月25日

各
〔都道府県
保健所設置市
特別区〕
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部
厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

新型コロナウイルス感染症の特例的な財政支援の終了等に伴う関係事務連絡の廃止
について（周知）

新型コロナウイルス感染症の医療提供体制や各種公費支援等については、「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」（令和6年3月5日付け事務連絡）でお示ししたとおり、本年3月末をもって、各種公費支援等を終了し、本年4月以降は、通常の医療提供体制へ移行することとしています。

これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策本部」等から発出している新型コロナウイルス感染症への対応として設けられた特例措置等を記載している事務連絡（予算に係る取扱いを記載している事務連絡を除く。）については、令和6年4月1日付けで廃止することとします。

貴部局におかれましては、本内容を御了知の上、貴管下の関係者に対し、周知方
お願いします。